

平成 17 年度三木町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び三木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年三木町条例第 2 号）第 6 条の規定に基づき、平成 17 年度の三木町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 18 年 11 月 20 日

三木町長 石 原 收

職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験により実施しています。

1 職員の任免

（1）職員の任免状況

（単位：人、平成 17 年度）

区分	任用				退職(17.4.1～18.3.31)		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	4	30	-	-	1	-	5
技能労務職	1	2	-	-	1	-	-
計	5	32	-	-	2	-	5

（2）採用試験の実施状況

（平成 17 年度）

種類	区分	職種等	申込者数	採用者数	内容
競争 試験	上級（大学卒程度）	一般行政事務	27	1	1次試験 筆記試験 2次試験 口述試験 適性検査 身体検査
	中級（短大卒程度）	一般行政事務	-	-	
		保健師	14	1	
		保育士	-	-	
	幼稚園教諭	-	-		
	初級（高校卒程度）	一般行政事務	-	-	
技能職（高校卒程度）	給食調理員 用務員	-	-	1次試験 筆記試験 2次試験 書類審査	

（注）競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいう。

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位：人、各年4月1日現在)

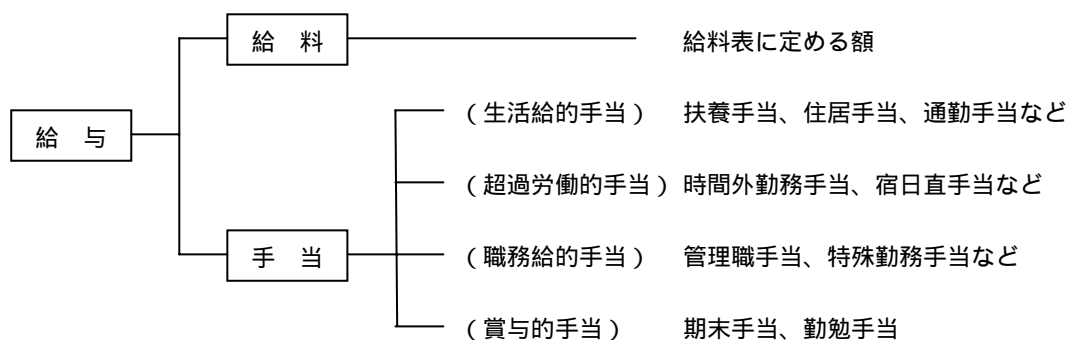
区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政	議 会	3	3	-	重点施策への職員配置及び事務事業の見直しに伴う職員配置の適正化
	総務企画	40	37	3	
	税 務	14	11	3	
	民 生	24	24	-	
	衛 生	12	13	1	
	農林水産	14	18	4	
	商 工	2	1	1	
	土 木	12	14	2	
	小 計	121	121	-	
特 別 行 政	教 育	65	63	2	欠員職員の未補充
	小 計	65	63	2	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	7	7	-	事業推進拡大による補充
	下水道等	6	6	-	
	その他	6	8	2	
	小 計	19	21	2	
合 計		205	205	-	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、臨時又は非常勤職員を除いている。

職員の給与に関すること

職員(技能職職員を除く。)の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません(地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項)。

(参考) 職員の給与体系



1 人件費の状況（普通会計決算）

（平成17年度）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 16年度の 人件費率
18.3.31現在 29,468人	千円 10,749,641	千円 469,796	千円 1,442,024	% 13.4	% 16.3

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

（平成17年4月1日現在）

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 192	千円 706,558	千円 88,462	千円 279,944	千円 1,074,964	千円 5,598

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

（平成17年4月1日現在）

区 分	一般行政職			技 能 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
三木町	円 313,400	円 368,400	歳 42.3	円 240,500	円 243,500	歳 51.8

4 職員の初任給の状況

（平成17年4月1日現在）

区 分	三木町		国		
	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	(決定)初任給	採用2年経過日 給 料 額	
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（平成17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数15年以上 ～20年未満	経験年数20年以上 ～25年未満	ラスパイレズ指数 (17年度)
		一般行政職	大学卒	251,900円	
	高校卒	- 円	- 円	304,900円	

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況

(平成17年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任主事	係長 主査	係長	課長補佐 副主幹	課長 主幹	課長	
職員数	0 人	32 人	16 人	11 人	24 人	21 人	10 人	11 人	125 人
構成比	0.0 %	25.6 %	12.8 %	8.8 %	19.2 %	16.8 %	8.0 %	8.8 %	100.0 %
参考 1年前の 構成比	0.0 %	24.2 %	12.9 %	12.9 %	17.7 %	16.9 %	6.5 %	8.9 %	100.0 %

(注) 1 三木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(国の一般行政職給料表相当職に限る。)である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一般行政職	技能職
16年度	職 員 数 (A)	162 人	137 人	25 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数(B)	2 人	1 人	1 人
	比 率 (B)/(A)	1.23 %	0.73 %	4.00 %
17年度	職 員 数 (A)	160 人	136 人	24 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数(B)	2 人	1 人	1 人
	比 率 (B)/(A)	1.25 %	0.74 %	4.17 %

8 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当、退職手当

区 分	三木町			国		
期末手当 勤勉手当	(17年度支給割合)			(17年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月分	0.7月分	6月期	1.4月分	0.7月分
	12月期	1.6月分	0.75月分	12月期	1.6月分	0.75月分
	計	3.0月分	1.45月分	計	3.0月分	1.45月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
退職手当	(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
	勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
		その他の加算措置 勲奨退職特例措置により2%~20%加算			その他の加算措置 勲奨退職特例措置により2%~20%加算	

(2) 扶養手当、住居手当、通勤手当

(平成17年12月1日現在)

区 分	摘 要	三木町	国
扶養手当	・配偶者	13,000円	13,000円
	・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,000円	6,000円
	・その他の扶養親族	5,000円	5,000円
	・特定期間の加算	5,000円	5,000円
住居手当	・自宅居住者(新築又は購入後5年間に限る)	2,500円	2,500円
	・自宅居住者(上記以外)	1,000円	0円
	・借家、借間居住者(最高支給限度額)	27,000円	27,000円
通勤手当	・交通機関利用者	運賃等相当額	運賃等相当額
	・交通用具使用者	使用距離区分に応じ、2,000円(片道2km以上)から最高24,500円	使用距離区分に応じ、2,000円(片道2km以上)から最高24,500円

(3) 特殊勤務手当

特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		7.1%
	支給職員1人当たり平均支給年額		50,153円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		5種類
(17年度)	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	じんかい業務手当
		多くの職員に支給されている手当	町税事務手当

(4) 時間外勤務手当

時間外勤務手当 (16年度決算)	16年度	支 給 総 額	56,658千円
		職員1人当たり支給年額	365千円
	17年度	支 給 総 額	49,237千円
		職員1人当たり支給年額	314千円

9 特別職の報酬等の状況

(平成17年4月1日現在)

区 分			給料月額等	
給 料	町 助 収 入	長 役 役	850,000円	
			638,000円	
			590,000円	
報 酬	議 副 議	長 長 員	373,000円	
			310,000円	
			284,000円	
期 末 手 当	町 助 収 入	長 役 役	6月期	1.4月分
			12月期	1.6月分
		計	3.0月分	
	議 副 議	長 長 員	6月期	1.4月分
			12月期	1.6月分
		計	3.0月分	

10 給与改定の状況

(平成17年度)

改定の項目	改定内容	改定期日
給料表の改定	改定率0.3%減	平成17年12月1日
諸手当の改定	勤勉手当0.05月/年増、 配偶者扶養手当500円/月減	同上
その他	-	-

11 給与制度・運用の見直し状況

(平成17年度)

見直しの項目	見直し内容	改正期日
-	-	-

職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職職員及び企業職職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項、第6項）。

1 勤務時間

(平成17年4月1日現在)

区分	三木町
開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	45分 (12時15分～13時00分)
休息時間	計30分 12時00分～12時15分 15時00分～15時15分
週休日	土曜日、日曜日
1週間の 正規の勤務時間	40時間

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 休息時間は、一定時間の勤務を続けた場合の疲労を回復し公務能率の増進を図ることを目的として、おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分置かれ、正規の勤務時間に含まれる。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成17年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180日を超えない範囲内で最小限度の期間		
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人等として出頭のため休暇	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、他市町議会等、他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄液の提供のための休暇	骨髄液の提供希望者として登録の申出を行い、又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する5日以内	有給
	妊産婦の通勤緩和措置	妊娠中の女性職員が、交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始めと終りにおいて1日1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
	産前・産後休暇	8週間以内に出産する予定である場合及び出産した場合	出産の日までの申し出た期間及び出産の日の翌日から8週間の期間を経過するまでの期間	有給
	妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠中・出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	その都度、必要と認められる期間	有給
	生理休暇	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合	2日を超えない範囲内でその都度認められる期間	有給
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
妊娠障害のための休暇	妊娠期間中の妊娠障害で勤務が著しく困難な場合	7日を限度として1日又は半日	有給	

休暇の種類	事由	期間	給料
育児時間	生後1年に達しない乳児を育てる場合	1日2回、各30分	有給
妻の出産休暇	配偶者の出産に伴い、勤務しないことが相当である場合	2日	有給
男性職員の育児参加のための休暇	妻の産前産後において生児又は小学校就学前の子を養育する場合	5日	有給
忌引	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日から10日の期間	有給
父母等の祭日	父母、配偶者又は子の祭日	1日	有給
夏季休暇	夏季における心身の健康維持及び家庭生活の充実	7月から9月までの間で3日を限度	有給
感染症予防・医療法による休暇	感染症予防・医療法による交通遮断、又は隔離	その都度、必要と認める期間	有給
職員自宅の滅失等による休暇	風水害、火災その他天災地変による職員の居住家屋の滅失又は破壊	7日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間	有給
風水害等非常災害が起因する休暇	風水害等非常災害が起因する交通遮断	その都度、必要と認める期間	有給
交通機関の遮断による休暇	交通機関の不可抗力な遮断	その都度、必要と認める期間	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	連続する6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度

(平成17年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、勤務実績がよくない場合、心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、心身の故障のため、長期の休養を要する場合、刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるものとされています（地方公務員法第29条）。

1 分限処分の状況

（平成17年度）

内容	人数	事案の概要
休職	1	心身の故障のため

（注）休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

（平成17年度）

内容	人数	事案の概要
-	-	

（参考）

懲戒処分の公表基準の概要

（平成17年4月1日現在）

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報（所属、役職段階等）を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごと一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

（注）公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況

（平成17年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	-
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	-
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	-

職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第40条第1項）。

1 職員の研修

（平成17年度）

区分	実施場所等	対象者	修了者数 （人）
一般研修	香川県自治研修所	初任者研修	3
		係長級研修（監督者）	5
		一般職員研修	4
		課長補佐級研修	3
		課長級研修	2
		（小計）	17
特別研修	香川県自治研修所	自治体法務基礎講座（行政法）	1
		〃（民法）	1
		自治体法務実践講座	1
		法制執務講座	1
		折衝・交渉力向上講座	2
		企画力養成講座	1

		創造性開発講座	1
		接遇推進者養成講座	1
		(小計)	9
	香川縣市町村振興協会	市町等職員海外研修	1
		(小計)	1
	派遣研修	香川県	香川県相互人事交流事業
(小計)			1
合 計			28

職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況

（平成17年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施、職場の分煙対策など
共済組合	<p>短期給付 = 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 保険給付 = 療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など 休業給付 = 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など 災害給付 = 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金</p> <p>長期給付 = 老後の経済生活を支援するための給付 退職共済年金 = 組合員期間が1カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） 障害共済年金・一時金 = 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 遺族共済年金 = 組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給</p> <p>福祉事業 = 保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 保健事業 = 健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など 宿泊事業 = 共済組合直営施設の利用助成</p>

区分	内容
	貯金事業 = 普通貯金の受入れ 貸付事業 = 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
互助会	短期人間ドック等補助金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

（単位：件、平成17年度）

公務災害	通勤災害	計
-	-	-

3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは不服申立てをすることができます（同第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（なお、三木町では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。）

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	16年度末 継続件数	17年度内 要求件数	17年度内 処理件数	17年度末 継続件数
給与	-	-	-	-
旅費	-	-	-	-
勤務時間	-	-	-	-
休暇	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	-	-	-	-

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容		1 6 年 度 末 継 続 件 数	1 7 年 度 内 申 立 件 数	1 7 年 度 内 処 理 件 数	1 7 年 度 末 継 続 件 数
分 限 処 分	降 給	-	-	-	-
	降 任	-	-	-	-
	休 職	-	-	-	-
	免 職	-	-	-	-
懲 戒 処 分	戒 告	-	-	-	-
	減 給	-	-	-	-
	停 職	-	-	-	-
	免 職	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-
計		-	-	-	-